

様式第 1 号の 1

農地法第 3 条の規定による許可申請書

年 月 日

久喜市農業委員会会長 様

<譲渡人>

住所

氏名

連絡先

<譲受人>

住所

氏名

連絡先

所有権
賃借権

下記農地(採草放牧地)について

使用貸借による権利
その他使用収益権 ()

移転

を

設定(期間 年間)

したいので、農地法第 3 条第 1 項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等 (国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格又は 特別永住者
譲渡人						
譲受人					☐ 日本 ☐ それ以外 ()	

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地 目		面 積 (㎡)	対価、賃料等の 額 (円) (10a当たりの額)	所有者の氏名又は 名称 (現所有者が登記簿と異 なる場合)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
	登記簿	現 況				権利の 種類	権利者の氏名 又は名称
計	㎡	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(記載要領)

1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。

- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

（本人確認に係る留意事項）

1. 申請者が窓口で申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。
【1点でよいもの】
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等
【2点必要なもの】
健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等
2. 上記1以外の場合（代理人が持参する場合や郵送する場合等）、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写し
3. 申請者が法人の場合は、上記添付資料1の登記事項証明書等により確認します。
4. 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

＜農地法第3条第2項第1号関係＞

1－1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

所有地	農地面積 (㎡)					採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地		
	自作地	①				②
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由

使用収益権を有する土地	農地面積 (㎡)					採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地		
	借受地	③				④
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由

- (記載要領)
- 1 「自作地」及び「貸付地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
 - 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1－2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の面積(㎡)								

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	乗用トラクター	耕耘機	田植機	コンバイン	農業用自動車	
確保しているもの	所有						
リース							
導入予定のもの	所有						
リース							
(資金繰りについて)							

- (記載要領)
- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
 - 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦 年、農業技術修学暦 年、その他 ()

② 世帯員等その他 常時雇用している労働力(人)	現在： (農作業経験の状況：)
	増員予定： (農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在： (農作業経験の状況：)
	増員予定： (農作業経験の状況：)

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付して下さい。)

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載してください。

(例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

--

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1－1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

1－2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

＜農地法第2条第3項第2号関係＞

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積(㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付して下さい。
なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

＜農地法第2条第3項第4号及び第4号関係＞

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出費をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せて行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2(1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃貸借を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃貸借を設定している農地等の面積を記載してください。